

減災対策勉強会の設置（案）

1 目 的

平成 16 年台風 23 号の一連の風水害では、森や山、川、海にわたって連鎖的かつ広範囲な災害が発生した。武庫川においても下流域は人口資産が集中し、超過洪水等により、万が一武庫川の堤防を溢水、越水、または破堤した場合、甚大な被害が発生する。勉強会では、これら災害から住民のみなさまの安全・安心を確保するために、武庫川の現状を把握し、現在の問題点や様々なソフト対策を活用する上での課題を抽出し、「武庫川流域治山・治水アクションプログラム（以下、武庫川 AP）」等に反映させることを目的とする。

2 進め方

- ・現在作成中（10 月策定予定）の「武庫川 AP」のソフト対策を議論の叩き台とする。
- ・そこでまとめられた意見を「武庫川 AP」などに反映させる。
- ・またその中で河川管理者が実施する内容を河川整備計画に位置づける。

3 検討対象地域

武庫川流域圏の下流 4 市（尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市）

4 勉強会メンバー（案）

- ・県庁：防災計画室、河川整備課、武庫川企画調整課
- ・県民局：防災担当、土木事務所
- ・4 市：防災担当課、河川担当課
- ・流域委員会：2～3 名（ただし、メンバー以外の委員も傍聴は可能）
- ・事務局：武庫川企画調整課、防災計画室

5 勉強会の公開

- ・勉強会は非公開とする。
- ・勉強会配付資料は、関係機関で閲覧可能にすると同時に HP にアップする。

6 スケジュールと検討項目

(1) スケジュール

- ・平成 20 年 10 月から平成 21 年 5 月 2 カ月に 1 回ペース 全 4 回

(2) 検討項目

①現状把握

- ・武庫川の流下能力、堤防、河川情報
- ・武庫川 AP、地域防災計画、水防体制

②武庫川 AP のソフト対策活用の課題整理

- ・ AP ソフト対策活用における課題の抽出

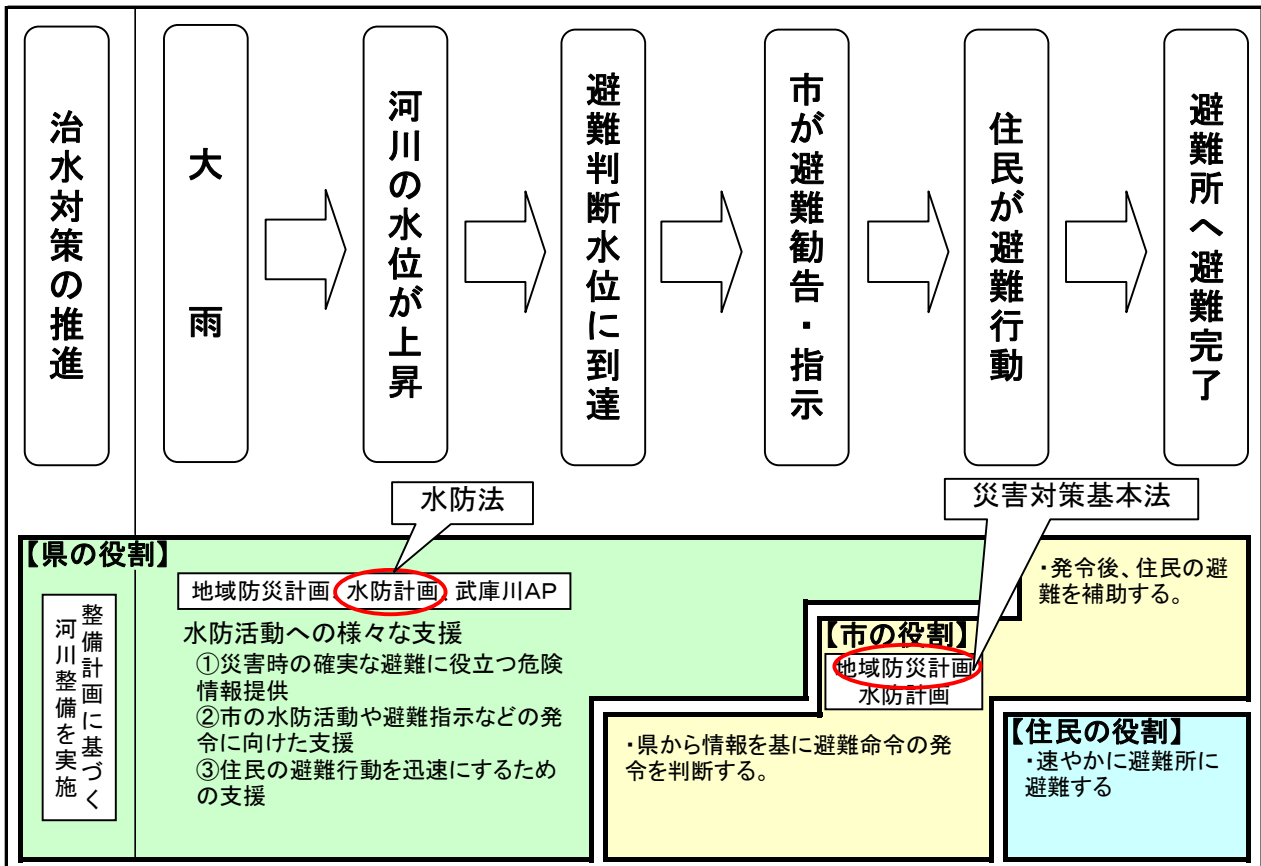
③武庫川 AP のソフト対策の具体的な活用方策

- ・ AP ソフト対策の課題をクリアするための活用方策の検討
- ・実施における役割分担の確認

④武庫川 AP の見直しと河川整備計画に位置づける内容の確認

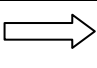
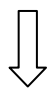
- ・武庫川 AP 見直し
- ・河川整備計画（原案）本文の作成

【大雨から住民の避難が完了するまで】



水防法とは

(昭和24年6月4日)

目 的	第1条	この法律は、洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。	
		県	市
水防責任	第3条の六	都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。	第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。
	第4条	都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。	 武庫川流域7市は全て指定されている。 
水防計画	第7条	都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。	第32条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
水防活動	水防活動とは洪水の発生を未然に防ぎ、または洪水が起こったときに被害を最小限にするために行う活動のことで、増水した河川のパトロールや堤防に土のうを積んで越水を防いだり崩壊しそうな堤防を補強するものである。以下の項目は水防活動に関して第9条～31条に記載されている項目である。		
	第9条～第31条	「河川の巡視」、「洪水予報」、「水位の通報及び公表」、「浸水想定区域」、「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置」、「水防警報」、「水防団及び消防機関の出動」、「優先通行」、「緊急通行」、「水防信号」、「警戒区域」、「警察官の援助の要求」、「応援」、「居住者等の水防義務」、「決壊の通知」、「決壊後の処置」、「水防通信」、「公用負担」、「立退きの指示」、「知事の指示」、「重要河川における国土交通大臣の指示」	

災害対策基本法とは

(昭和 36 年 11 月 15 日)

目的	第1条	この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。
----	-----	---

定義	第2条8 10	(防災基本計画) 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。 (地域防災計画) イ 都道府県が作成する地域防災計画 ロ 市町村が作成する地域防災計画
----	------------	--

	国	県	市	住民
責 務	第3条 国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。	第4条 都道府県は、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。	第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。	第7条2 地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

	県	市
地域防災計画	第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。 この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。	第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
	第41条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。 1. 水防法(昭和24年法律第193号)第7条第1項及び第3項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第32条第1項に規定する指定管理団体の水防計画	
地域防災計画に定める事項	1. 防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱 2. 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画 3. 前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画	